

「研修プログラムの作成と内容の充実に取り組む」

年間教職員研修プログラムの作成

[第三次とりまとめ]には、人権教育に関する教職員研修プログラムの作成について、以下のとおり述べています。各学校においても今年度の点検・評価をもとに、来年度の研修計画の充実を図ってください。

各学校においては、人権教育の年間指導計画に基づき当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成し、これに沿った研修の取組を進めることが重要である。研修プログラムの作成に当たっては、**教育委員会が示す指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが重要である。**なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成するなどにより、各年度末等には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実の方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが大切である。

研修内容

研修内容については、「児童生徒の理解等のための研修」「指導に関する研修」「家庭・地域との相互理解に関する研修」の3点を示しています。また、平成20年度に国が実施した「人権教育の推進に関する取組状況調査」では、以下の内容を例示していますので、参考にしてください。

【具体的な研修内容】

- 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容
- 聞く技術、話す技術をはじめ、児童生徒との対話・対応スキルに関する内容
- 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容
- さまざまな人権課題に関する内容
- 人権教育の教材に関する内容
- 学校における人権教育のカリキュラム、授業等で使える学習プログラム等に関する内容
- 人権学習への主体的参加意欲の喚起、効果的な発問、気付きへの導きなど、人権教育の指導技術に関する内容
- 家庭・地域への情報発信、家庭・地域との意見の交流等に関する内容
- 地域の関係機関（公的機関、福祉施設、市民団体、大学・研究機関、企業など）の役割、それらの機関との連携方策に関する内容